

最高裁秘書第921号

平成31年3月1日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年2月12日付け（同月14日受付、最高裁秘書第775号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成30年7月6日付け最高裁総一第840号総務局長通知「民事の次席書記官及び刑事の次席書記官を置く高等裁判所等の指定並びに次席書記官の員数について」（片面で5枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁総一第840号

(組い-01)

平成30年7月6日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中村 慎

民事の次席書記官及び刑事の次席書記官を置く高等裁判所等
の指定並びに次席書記官の員数について（通知）

大法廷首席書記官等に関する規則（昭和29年最高裁判所規則第9号）第4条第1項の規定による民事の次席書記官及び刑事の次席書記官を置く高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所並びに家事の次席書記官及び少年の次席書記官、家事の次席書記官又は次席書記官を置く家庭裁判所として別表の裁判所が指定され、当該裁判所の次席書記官の員数が同表のとおりとされ、平成30年8月1日から実施されます。

なお、平成29年7月4日付け最高裁総一第953号総務局長通知「民事の次席書記官及び刑事の次席書記官を置く高等裁判所等の指定並びに次席書記官の員数について」により通知された指定は、平成30年7月31日限り、取り消されます。

(別表)

1 高等裁判所

高等裁判所	員 数	
	民事の次席書記官	刑事の次席書記官
東 京	2	1
大 阪	2	1
名 古 屋	1	1
広 島	1	1
福 岡	2	1
仙 台	1	1
札 幌	1	1
高 松	1	1

2 地方裁判所

地方裁判所	員 数	
	民事の次席書記官	刑事の次席書記官
東 京	6	4
横 浜	2	2
さいたま	2	2
千 葉	2	2
水 戸	1	1
宇 都 宮	1	1
前 橋	1	1
静 岡	1	1

長 野	1	1
新 潟	1	1
大 阪	4	4
京 都	1	1
神 戸	2	2
和 歌 山	1	1
名 古 屋	2 (1)	2 (1)
岐 阜	1	1
金 沢	1	1
広 島	1	1
山 口	1	1
岡 山	1	1
福 岡	3 (1)	2 (1)
長 崎	1	1
大 分	1	1
熊 本	1	1
鹿 児 島	1	1
宮 崎	1	1
那 羅	1	1
仙 台	1	1
福 島	1	1
青 森	1	1
札 幌	2 (1)	1 (1)
旭 川	1	1
高 松	1	1

徳 島	1	1
高 知	1	1
松 山	1	1

(注)

1 名古屋、福岡及び札幌各簡易裁判所の首席書記官は、当該各簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の民事の次席書記官及び刑事の次席書記官を兼ねるものとし、括弧内の数字は、当該首席書記官が兼ねる民事の次席書記官及び刑事の次席書記官の数を表す。

2 括弧内の数字は、次席書記官の員数に含まない。

3 簡易裁判所

簡易裁判所	員 数	
	民事の次席書記官	刑事の次席書記官
東 京	2	(1)

(注)

1 民事の次席書記官のうち一人は、刑事の次席書記官を兼ねるものとし、括弧内の数字は、当該民事の次席書記官が兼ねる刑事の次席書記官の数を表す。

2 括弧内の数字は、次席書記官の員数に含まない。

4 家庭裁判所

家庭裁判所	員 数		
	家事の次席書記官	少年の次席書記官	次席書記官
東 京	3	1 (1)	
横 浜	2	1	
さいたま	1	1	
千 葉	1	(1)	

水 戸			1
前 橋			1
静 岡			1
長 野			1
新 潟			1
大 阪	2	1	
京 都	1		
神 戸	1	1	
名 古 屋	2	1	
広 島	1		
岡 山			1
福 岡	2	1	
熊 本			1
仙 台			1
福 島			1
札 幌	1	(1)	

(注)

1 東京、千葉及び札幌各家庭裁判所の家事の次席書記官（東京家庭裁判所の家事の次席書記官にあっては、そのうちの一人）は、当該各家庭裁判所の少年の次席書記官を兼ねるものとし、括弧内の数字は、当該各家庭裁判所の家事の次席書記官が兼ねる少年の次席書記官の数を表す。

2 括弧内の数字は、次席書記官の員数に含まない。